ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ 6/2568
เรื่อง มาตรการส่งเสริมการใช้ชิ้นส่วนในประเทศไทย
สำหรับอุตสาหกรรมยานยนต์ไฟฟ้าและเครื่องใช้ไฟฟ้า

非公式訳

投資委員会布告
第 6/2568 号
件名：電気自動車産業および電気製品産業向け
タイ国内部品使用促進措置

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に引き続き、

事業者がタイ国内で製造された部品（Local Content）を使用する割合を高めることを推進し、原材料の輸入依存度を低減するとともに、電気自動車産業および電気機器産業のサプライチェーンにおける事業者の競争力強化を図ることを目的として、投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改定増補の第 16 条、第 18 条、および第 35 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項　全ての県を投資奨励対象地区とする。

第 2 項　本措置は、以下の奨励対象業種に該当するプロジェクトに適用する。

- 電気自動車の製造（バッテリー式電気自動車（BEV）およびプラグインハイブリット車（PHEV）に限る）
- バッテリー式電気バスおよび電気トラックの製造
- 電動車両用機器の製造
- スマート・エレクトロニクス・アプライアンスおよびスマート・エレクトロニクスの製造（Smart Electrical Appliances and Smart Electronics）
- 電気製品の製造（Electrical Appliance）

第 3 項　条件

1. 新規に投資奨励を申請するプロジェクト、または既に投資奨励を受けており法人所得税免除の恩典が終了していないプロジェクトであること。

2. タイ工業連盟から「Made in Thailand（MiT）」の認証を取得すること。各事業について、タイ国内部品の使用額の合計が総原材料額に対して所定割合以上であること（割合は以下のとおり）。

業種	タイ国内部品使用額に対する割合（%）
電気自動車の製造事業 - バッテリー式電気自動車（BEV） - プラグインハイブリット車（PHEV）	 40 45
バッテリー式電気バスおよび電気トラックの製造事業	40
電動車両用機器の製造事業	15
スマート・エレクトロニクス・アプライアンスおよびスマート・エレクトロニクスの製造（Smart Electrical Appliances and Smart Electronics）事業	40
電気製品の製造（Electrical Appliance）事業	40

3. 仏暦 2569 年（2026 年）の最終営業日までに当該恩典の申請書を提出すること。

4. タイ工業連盟から「Made in Thailand（MiT）」の認証を受けたことを示す資料を提出すること。各事業について、タイ国内部品の使用額の合計が総原材料額に対して所定割合以上であること。当該資料は、法人所得税免除の恩典が終了する前、かつ仏暦 2570 年（2027 年）の最終営業日までに提出すること。

第 4 項　恩典

法人所得税免除期間満了後に投資による純利益から法人所得税を通常税率の 50%で 2 年間減税する。

第 5 項　全投資規模プロジェクトを対象として本措置に基づく追加恩典を申請するための認可・不認可の検討について代行として活動する事務局に委任する。

発布日：仏暦 2568 年（2025 年）7 月 22 日

ピチャイ・チュンハバジラ

（ピチャイ・チュンハバジラ）
副首相
投資委員会委員長